

## 函館市建設工事最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける建設工事（以下「対象工事」という。） は、予定価格が<u>130万円</u>を超える工事とする。</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける建設工事（以下「対象工事」という。） は、予定価格が<u>200万円</u>を超える工事とする</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年10月1日から施行する。</u></p>